

定員削減の実施状況

1 定員削減計画の経緯

平成 14 年度以降「新行政システム推進計画（平成 14 年度）」、「中期財政改革基本方針（平成 16 年度）」、「財政健全化基本方針（平成 19 年度）」を策定し、一般行政部門を中心として、1,500 人程度の定員削減に向けて取り組んでいる。

なお、平成 26 年 3 月の「今後の財政健全化の取り組み方針」において、平成 29 年度までの削減数を「1,300 人程度」とした。

＜H14.4：約 5,100 人 → H29.4：約 3,800 人＞

2 これまでの削減状況

(1) 部局別定員削減の実績（平成 14 年度～平成 26 年度）

（単位：人）

部局・部門		H14 職員数 (A)	...	H25 職員数 (B)	H26 職員数 (C)	H26 削減数 (D) (C) - (B)	累計 削減数 (E) (C) - (A)	削減 割合 (E) / (A)
一般行政部門	政策企画局	69	...	67	65	▲2	▲4	▲5.8%
	総務部	469	...	321	311	▲10	▲158	▲33.7%
	防災部	37	...	53	53	0	16	43.2%
	地域振興部	101	...	91	91	0	▲10	▲9.9%
	環境生活部	101	...	83	79	▲4	▲22	▲21.8%
	健康福祉部	737	...	563	559	▲4	▲178	▲24.2%
	農林水産部	1,241	...	886	880	▲6	▲361	▲29.1%
	商工労働部	246	...	238	236	▲2	▲10	▲4.1%
	土木部	1,041	...	841	850	9	▲191	▲18.3%
	出納局	52	...	35	34	▲1	▲18	▲34.6%
	その他委員会等	60	...	50	50	0	▲10	▲16.7%
計		4,154	...	3,228	3,208	▲20	▲946	▲22.8%
特別行政部門	教育部門	665	...	562	546	▲16	▲119	▲17.9%
	警察部門	276	...	258	254	▲4	▲22	▲8.0%
計		941	...	820	800	▲20	▲141	▲15.0%
合計		5,095	...	4,048	4,008	▲40	▲1,087	▲21.3%
H14 からの累計削減数		—	...	▲1,047	▲1,087			

- 注 1) 各年度とも 4 月 1 日時点の職員数で教員、警察官、公営企業・準公営企業会計職員を除く。
 注 2) 一部地方機関においては、業務を所管する部局・部門に割振りを行っている。（隠岐支庁各局はそれぞれの所管部局に、県土整備事務所農林工務部は農林水産部に計上など）
 注 3) 教育部門には、県立大学、文化振興、美術館、芸術文化センター部門の職員を含む。
 注 4) 平成 14 年度の部局・部門区分は、平成 26 年度の部局・部門区分に置き換えて計上した。

(2) 平成 26 年度の削減要因

- ①内部管理事務改革（▲13）
- ②再任用職員の活用（▲17）
- ③現業業務の見直し（▲40）
- ④新たな行政需要への対応等（+30）

主な増要因：西部災害対応＜+38＞（市町派遣を含む）、学校企画課・教育指導課・財産活用推進室・長寿命化推進室等の設置 など

主な減要因：世界ジオパーク認定・結核全国大会・神々の国しまねプロジェクト等対応終了、新組織設置に伴う既存組織の改編（例：高校教育課・義務教育課の改組） など

3 今後の取組

必要な行政需要に対し、機動的かつ弾力的に対応しながら、引き続き、現業業務の見直し、再任用職員の活用などにより、定員削減に取り組む。

【参考】

臨時職員・嘱託職員・再任用職員数について

(1) 臨時職員・嘱託職員

(単位:人)

			H15.4.1 (A)	H20.4.1	H25.4.1 (B)	H26.4.1 (C)	H15比 (C)-(A)	H25比 (C)-(B)	H26.6.1 (参考)
知事部局	臨時職員	本庁	187	68	72	69	▲ 118	▲ 3	73
		出先	396	106	80	86	▲ 310	6	81
	嘱託職員	本庁	180	117	294	303	123	9	307
		出先	628	425	708	744	116	36	755
	計			1,391	716	1,154	1,202	▲ 189	48
その他 委員会等	臨時職員	本庁	9	3	5	5	▲ 4	0	5
		出先	179	223	248	239	60	▲ 9	197
	嘱託職員	本庁	20	12	19	20	0	1	21
		出先	50	77	86	86	36	0	85
	計			258	315	358	350	92	▲ 8
教育委員会	臨時職員	本庁	22	13	8	12	▲ 10	4	14
		出先	58	45	24	29	▲ 29	5	33
	嘱託職員	本庁	15	11	24	26	11	2	29
		出先	190	217	293	306	116	13	318
	計			285	286	349	373	88	24
警察本部	臨時職員	本庁	10	3	2	1	▲ 9	▲ 1	1
		出先	3	3	1	2	▲ 1	1	4
	嘱託職員	本庁	25	34	37	37	12	0	36
		出先	17	48	58	62	45	4	62
	計			55	88	98	102	47	4
臨時職員・嘱託職員 計			1,989	1,405	1,959	2,027	38	68	2,021

(注) 1. 緊急雇用分を除く。

2. 嘱託職員は、医療業務に従事する嘱託医師や警備員など特殊な業務に従事する職員を含む。

これらを除くいわゆる一般嘱託職員は、知事部局の場合 756人(H26.4)

(2) 再任用職員

(単位:人)

			H15.4.1	H20.4.1	H25.4.1 (B)	H26.4.1(C)	H15比 (C)-(A)	H25比 (C)-(B)		
						うち 短時間				
再任用職員	知事部局等	本庁	1	0	0	9	9	8	9	
		出先	6	0	0	19	19	13	19	
	教育委員会	本庁	0	0	0	1	1	1	1	
		出先	14	15	39	51	3	37	12	
	警察本部	本庁	1	0	0	2	2	1	2	
		出先	0	3	6	11	1	11	5	
	企業局	本庁	0	0	0	0	0	0	0	
		出先	0	0	0	0	0	0	0	
	病院局	本庁	0	0	0	0	0	0	0	
		出先	2	0	0	1	1	▲ 1	1	
	計			24	18	45	94	36	70	49

(注) 教員、警察官を含む。